御免被為 成下度願上候二付御糺一件」 〔翻刻〕「天明六丙年八月廿日 塩問屋株三拾五同仲買株七拾

村 良 子

出

今日南組惣会所江通達町年寄

被召呼井岡半左衛門樣左之通被仰渡候

乍憚口上

いたし仲間江加入為致度旨相願候 仕来り候所此度塩問屋株三拾五御免被成候ハゞ冥加銀之割方ヲ以上納 塩問屋同上積問屋之儀八是迄仲ケ間之者共名前帳御奉行江差出置商イ

一塩中買与唱内分組合塩商売渡世致候もの共有之処是迄八内仲間ニて 不取締二付此度右仲買株七拾御免被成候ハゞ冥加銀初年弐十枚翌年 ゟ拾五枚ツ、相納此外株入相届候もの八冥加銀之割方を以上納いた

(表紙)

(翻刻)

天明六丙午年八月廿日

株七拾御免被為 成下度 塩問屋株三拾五同仲買

願上候二付御糺一件

都倉屋写

し中間江加入為致度旨相願候

御糺被成候処一同様加入致願人共同様二申立候尤右両株共冥加銀之右之通願出候二付是迄右問屋并中買組合二不相成商売いたし候者共

共塩直段引上ケ候義八勿論仕来り候商売之外新規之儀相企候筋ニハ割方外々江掛候義八無之銘々商江銭之内ゟ相納候事ニ而株ニ相成候

仰渡奉畏左二御答奉申上候右之通相願候間右商売体二携候者差障り有無相糺否返答可申上旨被

決而無之旨申上候

八是迄随分方々二而聞合下直成所二而買請勝手宜敷御座候処右株二株中買株御免奉願上候此儀私共小売并造醬由仕込二相用ヒ候塩之儀此儀私共塩小売并造醬油渡世仕候者共二御座候此度願人有之塩問屋

被仰付候而者近年不景気之上段々銭相庭下直ニ相成商ヒ引合兼候時

極二奉存候尤御益申立奉願上候儀差支奉申上候儀恐多奉存候得共何節ニ而甚夕迷惑仕候上右之通御免被成候而八買先手挟ニ相成難渋至

北久太郎町壱丁目蛇草屋

卒是迄之通御差置被為 成下候ハゝ有かたく可奉存候以上

伊兵衛支配かしや

小売塩屋 播磨屋又兵衛 印

同所 弐丁目

造醬由屋都倉屋 文助印

同町

小売塩屋 松屋いそ

代判新七 印

南久太郎町壱丁目

造醤由屋 大和屋新兵衛

印

同町

右同断 冨田屋徳兵衛 印

同所弐丁目葉屋又四郎 印

支配借屋

小売塩屋 和泉屋与兵衛 印

同所三丁目川崎屋忠兵衛支配

借 屋

右同断 平野屋利兵衛 印

同町小□屋新兵衛支配借屋

右同断 姬路屋徳兵衛 印

同所四丁目

造醬油屋 河内屋六兵衛 印

同町

小売塩ヤ 八幡屋傳兵衛 印

同町

右同断 大屋吉兵衛 印

北久宝寺町壱丁目

右同断 八幡屋平兵衛

印

同町

同所三丁目年寄

河内屋伊右衛門

印

同所弐丁目年寄

南久太郎町壱丁目年寄

天満屋藤助

印

中道屋六右衛門

印

付乍憚此段奉申上候以上

天明六午年八月廿五日 紙屋太兵衛

印

北久太郎町壱丁目年寄

二付月行司

都倉屋文助丁内年寄 同所弐丁目造醤油屋 右之通御返答奉申上候尤其外右商売体二携候者当時一人も無御座候二

山田屋たか

右同断

代判松屋甚兵衛 印

同町和泉屋勘兵衛 かしや

右同断

河内屋嘉兵衛

印

北久宝寺町壱丁目年寄

大和屋利兵衛

印

袋屋徳兵衛

印

同所四丁目年寄

蕗屋太兵衛

印

同所四丁目年寄

銭屋嘉兵衛

印

同町同借屋

造 醤 由^油

同所四丁目箱屋杢兵衛支配かしや

小売塩屋 増屋藤兵衛 印

森本屋利兵衛 印

惣御年寄中

右返答書来ル廿五日四ツ時丁代可有持参候已上

已上 此度之返答御急キ之様子被仰渡候間明後廿二日迄八有無共可被仰下候 通達当番

右之通御通達申上候間御町々携候もの御糺被成早々御申越被下候勿論

午八月廿日 南久太郎弐丁目

同 北久太郎町壱丁目 **弐丁目**

三丁目

四丁目

五丁目

同 同 同

南久太郎町六丁目

同

五丁目

一 同 四丁目 三丁目

北久宝寺町壱丁日 弐丁目

同

壱丁目

同

四丁目

三丁目

五丁目

同 同 同

源左衛門町

伝馬町

(解説)「天明六丙年八月廿日 塩問屋株三拾五同仲買株七拾御免被

成下度願上候二付御糺一件_

下文中では「天明六年御糺一件」とする)の翻刻を行った。 当大阪商業大学商業史博物館収蔵の佐古文書から、 表題の史料 (以

考察する。 件について塩の小売商や造り醤油屋に御糺しがあった件の回答の控え である。内容を検討するにあたり、まず当時の塩問屋と仲買について 天明六年、塩問屋株三五と塩仲買株七○御免の願い出があり、この

塩問屋と仲買

まず、「大阪同盟塩問屋組合沿革史」、「大阪商業史資料」第二九巻

から、塩問屋の誕生と繁栄を見ていく。

まとめると以下のようになる。 年間に至るまでに一〇名にまでなったという。 問屋の数は、年代順に 永久相続仕来り候義」とあるので、おそらく慶長の頃であろう。元和 三塩問屋組合之儀者古来より定法相立猶又慶長年中万端取締仕法を以 孫兵衛の三名が塩問屋を組織し、奉行所に認可を受けた。「灘島赤穂 著しかった。そこで当時の富業者、法華庄次郎、塩屋弥三兵衛、 販売していた。そのため販売方法も価格も一定せず、需用者の迷惑も 着き、それを船頭・水夫などが市街の各所に船で運び各需要者に直接 に食塩商問屋業が存在したという。当時諸国塩船は大阪の北浜丼池に 「大阪同盟塩問屋組合沿革史」によると、元亀・天正年間以前にすで のようすは

「驕奢を尽し、

家屋の如きは高閣大厦を建築し、

長屋門を

設け、(中略) 間口十五間以上の広き邸宅を有するものに非すんは問

この表で見る限り、享保年間に塩問屋は二〇軒と最多である。

「大阪商業史資料」

第二九巻

革中	同屋組合沿	(#『難波鶴』 *『難波丸』調べ)★『大阪同盟塩問屋組合沿革史
*	— 五 名	間(
*	十軒	弘化三年(一八四六)
*	_ ○ 軒	天保十二年~嘉永四年(一八三〇~一八五一)
*	一七名	寛政四年 (一七九二)
•	_ 二 名	安永十年(一七八一)
•	— 三 名	宝暦十一年(一七六一)
•	— 三 名	元文六年 (一七四一)
★ 3	<u>_</u> 軒	享保年間 (一七一七~一七三六)
*	— 四 名	元禄年間 (一六八八~一七〇四)
#	七名	延宝七年 (一六七九)
	三~一〇名	慶長~元和 三~

はなくなり、明治を迎える。〇)仮組が住吉講を組織、株仲間再興以後住吉講は消滅、従来よりの天保十二年(一八四一)の株仲間禁止で解散後、嘉永三年(一八五天保十二年(一八四一)の株仲間禁止で解散後、嘉永三年(一八五

していた。 という。 各地から船で運ばれた塩は 大阪の塩問屋は、取り扱う産地名によって三問屋に区別されており、 大阪の塩問屋は、取り扱う産地名によって三問屋に区別されており、 とあり、その様子が伺える。

できる。この時期に仲買仲間結成への何らかの契機があるのではない を訴える側になっており、 郷塩仲買から直売禁止願が出され、「三郷一道に仲買立会」にて取引 屋市右衛門が直売塩船吟味役になる。享保十四年(一七二九)には三 年(一七二三)には産地から塩積みの船は江ノ子島への繋船が定めら 以前」に小売とともに「直売」の願いを出したこととあり、宝永五、 よう。仲買自体は、享保十年 (一七二五)の「記録」には、「十七年 る問屋に対して小売とともに直売を願う存在であったのが、 する等、塩直売禁止が徹底されていく。宝永の頃には、既得権者であ の取引に関する制度が整っていく過程にあったと考えられる。享保八 塩問屋が組合定法を定めたと報告しており、それ以前の享保の頃は塩 あったことがわかる。宝暦十一年(一七六一)には、 六年 (一七〇九) の頃にはまとまって願い上げをするだけの人数で 八章の「古書ノ写」から仲買仲間の存在を中心にその動きを追ってみ 次に仲買について、前述の資料「大阪同盟塩問屋組合沿革史」第十 同十年には西国筋塩船での直売が禁止となり、 問屋による仲買の支配が進んでいると推察 塩屋徳兵衛、 濼 嶋 直売禁止 赤穂三

うな仲買仲間が組織化され、拡大しつつある様子が垣間見える。あてに組合への加入願いが出されているので、仲買行司が存在するよかと思われる。享保十九年(一七三四)には嶋塩仲買行司より備藤様

屋業務として、 においても仲買組織は存在していることがわかる。 行司塩屋与兵衛 会・直売買に関し三塩問屋と契約を交換する」とあり、「組合塩仲買 められるし、天保七年 (一八三六) にも「組合塩仲買、塩ノ相場・立 のみ」とある。 はす故に年行司等其の他職務を置くことを得す只問屋仲間に附従する のの、「仲買い身元尤も菲薄なるにより自然其仲間の規矩を糺す事能 屋株四十二枚仲買株十一枚なりしか」とあり、 であるが明治以降のものであり、「問屋仲買いずれも株仲間にして問 史資料」所収の「塩商」についての記録である。 それ以外に仲買仲間の存在を示す資料としては、同じく「大阪商業 明治七年以前の塩取引の状況が以下のように語られて ただし、 塩屋佐兵衛」の名があがっていることから、天保期 享保期には年行司の存在は前述のように確か 仲買株の存在を示すも 書かれた年代は不明 また、同書には問

切書をも合せて荷主に渡し、其口銭二分五厘を収入す。を受取り、仲買をして評価せしめ、直段取極りたる上現金にて仕問屋は荷主より積送る所の荷物を、未だ水揚げせざるに先立ち之

たりは詳しくは後述するが、塩という商品の特質が絡んでいる。 で利害のすり合わせが行われていたであろう事が推察できる。このあらといって「只問屋仲間に附従するのみ」という記録が間違っている。といって「只問屋仲間に附従するのみ」という記録が間違っている。とのまま天保期以後の明治までの塩取引の実態とは取れないが、詳細そのまま天保期以後の明治までの塩取引の実態とは取れないが、詳細これによると、明治以前には仲買に価格の決定権があった。これをこれによると、明治以前には仲買に価格の決定権があった。これを

文書の内容

一方、事情を糺された小売は、仲買株が成立すると、仲買の卸値がして、これまで仲買組合ではなかった者も喜んで加わりたいとある。とがあった。文中「塩中買与唱内分組合」とあることから、非公式な株七○を願いあげ、冥加金も上納するという願い出があり、このお糺株土○を願いあげ、冥加金も上納するという願い出があり、このお糺ここで「天明六年御糺一件」の内容を見ていくことにする。

商の立場から言えば至極もっともな回答であることがわかる。

定められ、「今までのように安価な仕入先を探すのがより困難にな 塩取引の実態は、 仲買を説明した下記に尽きると

塩の価格

いっていいだろう。

と述べている。

迠へ売捌きをなすによれり故に問屋にして仲買小売の業を兼ねた 然れ共仲買も又小売の業をなせり るものにして加之問屋は仲買の商域を柑刮する尤も多きに基ひす 油屋漬物屋味噌屋等及ひ遠近諸国の商人又は小売人及ひ需用人等 買へ売渡すのみならす其他塩を以て製造する商業人すなわち造醤 元来本商に限り仲買は身元尤も菲薄のもの多しこれ畢竟問屋は仲

で

御糺一件」中にも「是迄随分方々二而聞合下直成所二而買請宜敷御座 にしてみれば、 業者を経ればその分の口銭が付け加えられ、 また問屋は荷主に対し口銭二分五厘を取るという定法であるが、 塩は生活必需品であり、また味噌、 とあるのはその事情を説明している。 銭相場も下がり、そのうえ仲買株が許されれば塩の価格はあが また小売りと卸しの境目があいまいで、 迷惑至極であるので差し置いてほしいとあり、 なるべく低値の仕入先を探すことになる。「天明六年 造醤油、 また、そのうえ景気は悪 末端価格は上がる。 問屋でも小売りをする。 漬物と使用範囲も大き 造醤油屋や塩小売 中間 小売

> ては記録が少ない。 録は動きを辿ることができても、 に幕府は一年の平均相場と輸入高の調査を行ったため、 つかないことは想像に難くない。 る」とあり、天候不順と飢饉といった当時の状況から塩の生産がおぼ は金一両に米四斗六七升新米五斗前後、 阪市史』第一巻には「天明三年気候順ならず」とあり、続けて「江戸 場綿相場をだすことあり」とあるように、 当時の塩の価格については、「島塩一俵六匁内外これを標準に米相 塩の価格も下がっている可能性があるが、寛政四年 (一九七二) わずかに左記のような記録がある。 天明五年には米価が下がっているの 「天明六年御糺一件」 大阪は一石九十目以上に上 米価と連動している。『大 それ以後の記 の時期につい

塩直段十ケ年分、 壱ヶ年宛売平之事

内

天明元丑年 安永九子年分 同 売平三匁五分四厘五毛 三匁九分四厘六毛

同 四分七厘

同

二寅年

同 五匁三厘余

同

四匁八分六毛

同 同

四辰年 三卯年

同

三匁八分六厘壱毛

六午年 五巳年 七未年 同 同 同 三匁九分三厘余 五匁壱分三厘

同 同

寛政元酉年

る 段があがっており、 くても、 ないが、少なくとも、 というほどではない。 ことが確認できるが、 これによると、天明五年には確かに生産地での価格が下がっている 小売に影響を及ぼすのは必至という当時の事情が推察でき 塩問屋と仲買の間で価格が管理されていてもいな 天明六~七年にかけてはまた生産地での塩の値 また、この資料だけでは当時の状況は判断でき それも天明元年の価格とほぼ同じなので、暴落

るまでの塩販売をめぐる動きの一端を示しているのである。 わからないが、 「天明六年御糺一件」 当資料は、少なくとも天保十二年の株仲間禁止にいた の元になった願免がどこから出されたのかは

当事者たち

の醤油製造について、『大阪市史』第一巻にはこうある。 て調査を行った。ここに「小売塩屋」とともに名を連ねる当時の大阪 次に「天明六年御糺一件」 に名を連ねる塩小売商と造醤油屋につい

る株願二三ありしが、孰れも許可を得ずして止めり 及播磨龍野の醤油を輸入するに至りしといふ。 阪地使用の醤油は古くはみな地造にして宝暦年間始めて備前小島 本期間醤油に関す

> 二回は天明元年 (一七八一)で、 説明している。 可されていない。 軒及諸国醤油引受問屋株五軒の株願いがあった。しかし、 書と同年に願人京町堀二丁目近江屋亀之助外一名で、造醤油屋株四百 造株三百軒同請売株四百軒、 明和元年 (一七六四) 御池通阿波屋庄助外三名より醤油株七百軒、 ここに見られるように醤油に関する株願いは三度あり、 その事情として『大阪商業習慣録』では次のように 第三回は天明六年 (一七八六)、 願人氏名不明であるが、味噌醤油麹 いずれも許 第一 この文 回目は

名前後あり。又之に次ぐもの百五六十名あり。 ずとし、為に醤油仲間においては、其区分を立つるも遂に無効に のゝ如し。然れどもこの業を盛大にし、問屋の勢をなすもの六十 属するに依るなり。 るも、需要人は皆直ちに造り元より直購入するの簡便なるに若か 之を送れり。(中略) 故に問屋・仲買・小売等を区別せんと欲す 製造元へ注文し、製造元も亦之に応じ、一樽以上の注文は皆直接 素人即ち需用人にして多量の醤油を使用するものは、 故に製造元は恰も問屋と仲買を兼ねたるも 直ちに之を

屋の勢いをなすもの」と「之に次ぐもの」は存在していた。また、 けることが難しい、 醤油も塩と事情は似ており、 無効 であると説明されている。 醤油についても小売・仲買の区別を設 それでも「問 製

「北久宝寺町壱丁目

「北久太郎町弐丁目

松屋いそ」

南久太郎町壱丁目

り」とある。 たくなくなるわけではなかったようである 造については、 「地方の製造品は時として輸入あるも、 龍野産の醤油が入ってきても大阪産の醤油の需要がまっ 変味しやすいので製造人は製造に注意する。 容易には取引を為さゞるな 同書にも

北久宝寺町壱丁目

和泉屋勘兵衛」

北久宝寺町壱丁目」

の項

「和泉屋源兵衛」(但し

家主)

「天保仁風便覧」にその名を見ることができる。 ここに、所と屋号の 致したものをあげてみよう。 このお糺しの回答を行った当事者たちは、 天保八年 (一八三七)の

覧」で名前が一致しているのは、

「北久太郎町弐丁目」の項の

都

一件」と「仁風便

以上の比較からわかるとおり、「天明六年御糺

北久太郎町弐丁目 天明六年御糺一件 都倉屋文助」 北久太郎町弐丁目 「仁風便覧 の項

「北久太郎町弐丁目」 「都倉屋文介」 の項

大和屋新兵衛 南久太郎町壱丁目 「松屋太兵衛 の項

「大和屋太郎兵衛

河内屋六兵衛 南久太郎町四丁目 「大和屋甚三郎 の項

「南久太郎町四丁目

北久宝寺町壱丁目

八幡屋平兵衛

の項

倉屋与兵衛

北久宝寺町壱丁目 「河内屋六兵衛

山田屋たか」 「北久宝寺町壱丁目」 八幡屋市兵衛 の項

「山田屋庄介

ていることも確認できる。 な記載がある。 屋文介」と、「同四丁目」の項には また、 また、天保三年 (一八三二)「後編買物独案内 「地売」とあるので、醤油を生産していると同時に卸、 内屋六兵衛 (屋号) 同書には、 上醤油地売 おろし 「河内屋六兵衛」である。 南久太郎町四丁目 全」には次のよう 小売を行っ

河

(屋号) 溜醤油地売 おろし 小うり 北久太郎町二丁目 都

名を連ねているのであるが、この資料によって同じく造醤油屋である とある。 この人物は、 「仁風便覧」 では 「都倉屋文介」 と同じ町に

ことが知れる。

右記のリストの上下の人物同士が名前が違っても同一の家、もしく
右記のリストの上下の人物同士が名前が違っても同一の名前が続いているのは「大和屋利兵衛」のみであまったく関係がないとも言い切れないであろう。同様に「天明六年御息」で、名前まったく関係がないとも言い切れないであろう。同様に「天明六年御息」で、名前まったく関係がないとも言い切れないであろう。同様に「天明六年御息」で、名前まったく関係がないとも言い切れないできないが、先の都倉屋のは同業であると断言することは、もちろんできないが、先の都倉屋の人を数え、同一の名前が続いているのは「大和屋利兵衛」のみである。

「河内屋六兵衛」は、時代の下った明治刊行の「商工技藝浪華の魁」「天明六年御糺一件」中に名前を連ね、「仁風便覧」にも見える

(屋号) 醤油製造業 南久太郎町遍三休橋東へ入

若江六兵衛

河六事

衛(東」と記載されており、百年続いていると考えられるのである。前頭の位置にあたるのであろうか、「醤油商(五、四七四)若江六兵いう大阪の商人の一年の所得による番付に、四段目、相撲でいえば、とあり、また、明治二十八年の「商業資料」の「大阪商人見立」と

注

- 工会議所、一九七四年、三一六ページ(1)「大阪同盟塩問屋組合沿革史」『大阪経済資料集成』第五巻、大阪商
- (2) 同書 三 ー 七ページ
- なかった。 保年中には二十七名になった」とあるが、資料の上からは確かめられ(3)同書 三二七ページ 同書所収の宮本又次先生による解説には、「享
- 有美品的观赏技(4)延宝七年七月「難波鶴)全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学(4)延宝七年七月「難波鶴)全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学
- (5)『難波丸』の記述については『大阪編年史』第六巻を参考にした。
 - うずません うろばこう いこの 商業史博物館蔵
- (7)同書 三一八ページ

(6)「大阪同盟塩問屋組合沿革史」

三一九ページ

- (8)同書 四〇一ページ
- 三六(9)「灘嶋赤穂塩問屋組合旧記」『大阪商業史資料』第二九巻(二九――
- 安永六年では「数百軒有」とある。四八~一七五一)、安永六(一七七七)で確認、前二著は「数不知」、学博物館所蔵の「難波丸」では、宝永元(一七〇四)、寛永年間(一七(10)『大阪編年史』第二六巻拾遺中の『改正増補難波丸綱目』による。本
- (11)「大阪同盟塩問屋組合沿革史」 四四九ページ
- (12) 同書 四〇八ページ
- 二三(13)「灘嶋赤穂塩問屋組合旧記」『大阪商業史資料』第二九巻(二九―一
- (14) 同右
- (15)「大阪同盟塩問屋組合沿革史」三三六ページ
- 大系史料編近世[一』日本専売公社 一九七五年、八七五ページ浜師呼寄丿覚書 (寛政二年)」日本塩業大系編集委員会編、『日本塩業(16)「伊予国塩田史料 天野家文書 その[五二八 大坂町奉行所ヨリ
- (17)「大阪商業慣習録中編」『大阪商業史料集成』第一集、大阪商科大学

参考文献

『大阪経済資料集成』第五巻 大阪商工会議所

一九七四年

『同』第七巻 大阪商工会議所 一九七五年

本庄栄治郎『経済史研究』京都弘文堂書房

『大阪市史』第一巻 (復刻版)、

『大阪編年史』 第二六巻拾遺

大阪市立中央図書館 一九七九年清文堂出版、一九六五年

一九二二年

『大阪商業史料集成』

第一集

大阪商科大学経済研究所 一九三四年

『大阪商業史資料』第二九巻 大阪商工会議所 一九六四年

)天呆八手「二虱更覧」左古慶三枚受収経済研究所、一九三四年、一二一ページ

- 博物館蔵(18)天保八年「仁風便覧」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史
- 人物と判断した。(9)「天明六年文書」には「文助」とあり、「助」の字が異なるが、同一
- 商業大学商業史博物館蔵(20)天保三年八月「後編買物独案内)全」、佐古慶三教授収集文書、大阪
- 商業大学商業史博物館蔵(21)明治十五年二月「商工技芸浪華の魁」、佐古慶三教授収集文書、大阪
- 永江為政編著 新和出版社 一九七三年(22)「明治廿八年九月十日 第弐巻第七号」『商業資料 復刻版』所収 5
- 集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵)に、その名が見える。 といれる。 (文政七)と「大阪商工銘家集」(弘化三年、佐古慶三教授収独案内」(文政七)と「大阪商工銘家集」(弘化三年、佐古慶三教授収まったく余談であるが、大阪には現在も醤油を作っている会社が堺にまったく余談であるが、大阪には現在も醤油を作っている会社が堺にある。大醤株式会社といい、創業は寛政十二年(一八〇〇)、前身は河ある。大醤株式会社といい、創業は寛政十二年(一八〇〇)、前身は河ある。 大野株式会社といい、創業は寛政十二年(一八〇〇)、前身は河ある。 でおり、他には、『大阪経済資料集成』第七巻「造醤油仲書、大阪商業大学商業史博物館蔵)に、その名が見える。

日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系史料編近世①』日本専売公社永江為政編著『商業資料 復刻版』新和出版社 一九七三年

学商業史博物館蔵天保三年八月「後編買物独案内)全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大一九七五年

了原列的成员 天保八年「天保仁風便覧)全」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業

弘化三年「大阪商工銘家集」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史史博物館蔵

明治一五年二月「商工技藝浪華の魁」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大博物館蔵

学商業史博物館蔵 学商業史博物館蔵

明治「大阪商員録」佐古慶三教授収集文書、大阪商業大学商業史博物館蔵